

平成30年度 石狩市教育委員会会議（12月定例会）会議録

平成30年12月18日（火）
第2委員会室

開 会 13時32分

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
教育長 鎌 田 英 暢	○		
委 員 門 馬 富士子	○		教育長職務代理
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
委 員 穴 水 正	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長（兼文化財課長）	佐々木 隆 哉
生涯学習部次長（教育指導担当）	佐 藤 辰 彦
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	安 崎 克 仁
学校教育課長	佐々木 宏 嘉
教育支援センター長	開 発 克 久
特別支援教育担当課長	森 朋 代
市民図書館副館長	清 水 千 晴
学校給食センター長	小 島 工
厚田生涯学習課長	相 原 真 一
浜益生涯学習課長	宇 野 博 徳
生涯学習部参事（指導担当）	照 山 秀 一
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	古 屋 昇 一

議事日程

日程第 1 署名委員の指名

日程第 2 議案審議

- | | |
|---------|----------------------------|
| 議案第 1 号 | 平成30年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について |
| 議案第 2 号 | コミュニティ・スクールの導入について |
| 議案第 3 号 | 石狩市立学校における働き方改革推進計画の策定について |
| 議案第 4 号 | 教職員の処分の内申について |

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告事項

- ① 平成30年度石狩市教職員研修（ウインターセミナー）について
- ② 平成30年度はまます郷土資料館の成果について
- ③ 学校給食費未納者に対する支払督促申立後の状況について

日程第 5 その他

日程第 6 次回定例会の開催について

開会宣言

（鎌田教育長）ただ今から、平成 30 年度教育委員会会議 12 月定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名

（鎌田教育長）日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、山本委員にお願いします。

日程第 2 議案審議

(鎌田教育長) 日程第 2 議案審議を議題とします。

議案第 1 号「平成 30 年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について」を非公開とする件

(鎌田教育長) 議案第 1 号「平成 30 年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について」は、石狩市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 3 号に該当しますので、非公開案件として、後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定しました。

議案第 2 号 コミュニティ・スクールの導入について

(鎌田教育長) 議案第 2 号「コミュニティ・スクールの導入について」、事務局より提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 議案第 2 号「コミュニティ・スクールの導入について」でございます。コミュニティ・スクールとは、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会を置く学校のことでございます。この学校運営協議会は、平成 16 年の地方教育行政法の改正によって任意設置という形で制度化されたところでございますが、更に平成 29 年の法改正によって、この設置が教育委員会の努力義務とされるに至りました。こうした流れの中で、本年 9 月時点での道教委のまとめによりますと、札幌市を除く全道 178 市町村のうち、約 30%が全校について導入済み。約 40 パーセントが今後、全校に導入する予定ということでございまして、このコミュニティ・スクールというのは着実に広がってきている状況でございます。

本市におきましては、2020 年 4 月に開校いたします厚田学園と石狩八幡小学校をコミュニティ・スクールとすることが既に決定をしてございますが、その他の学校にも、この学校運営協議会を設置していくことを方針として定めようとするものでございます。詳細につきましては安崎総務企画課長からご説明をいたします。

(安崎総務企画課長) 議案第2号について、私から説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。ただ今、部長の説明にもございましたが、地方教育行政法の改正により、平成29年4月より学校ごとに学校運営協議会を置くように努めなければならないと規定され、努力義務とされました。併せて、社会教育法の一部改正も行われ、学校内部の機関である学校運営協議会と地域住民の参加を得て行われる様々な支援や活動を繋ぐコーディネート機能を一層充実させ、児童・生徒の学びや豊かな成長を、社会総掛かりで子供の教育を担っていくという仕組みを更に進めようとするものでございます。

道内のコミュニティ・スクールの導入状況につきましては、今年の9月1日現在で99市町村がコミュニティ・スクールを導入し、内52市町村が全校で導入しているという現状にございます。

また、石狩管内においては、江別市・当別町・新篠津村は全校に導入しており、他の3市についても段階的に導入する、あるいはモデル校にて導入が図られております。本市におけるコミュニティ・スクールの導入は、統合により2020年度に開校する厚田学園と石狩八幡小学校において導入することとしておりますが、その他の学校については、これまで導入のスケジュールを明らかにしておりませんでした。この度、資料のとおり、2020年度に先行実施する2校の成果や検証をもって2021年度に一齐に導入する方針を定めようとするものでございます。

導入にあたっては、2つ以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要がある場合は、一つの協議会として進めることが可能となっております。

中学校区を構成する小学校が一つしかない場合は、小学校の児童がそのまま中学校に入学いたします。小中連携をしっかりと進める上でも一つの協議会として運営を行った方が、校区内での義務教育、小中9年間の一貫した取組が可能と考えますし、それぞれ別に立ち上げた場合でも、小学校と中学校の運営協議会委員が重複する場合も考えられますので、委員の負担軽減や協議会の運営の効率性の観点から一つの協議会で活動することを基本といたします。一つの学校運営協議会を置く学校は、網掛けで表示をしております。ただし、導入の初年度から合同で進めることが叶わない場合は、学校区の実情に応じ、準備期間を置くことも認めることといたします。

また、花川中学校区のように、複数の小学校で一つの中学校区を構成している場合においては、構成する学校間の協議により、一つの協議会で運営していくという判断がされた場合は、市教委としてその判断を尊重いたします。導入にあたり、学校はより多くの住民の参画が得られるよう、地域の実情に応じて、その体制や役割を検討していくとともに、市教委においては、先行実施した学校の取組

の検証を行いながら、必要な見直しを行うことといたします。ただ今、来年度の予算編成作業を行っておりますが、コミュニティ・スクールの導入を控え、教職員を対象とした研修会を開催するなど、より制度の理解が深められるような取組を今後、行っていきたいと思っております。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、提案説明のありました議案第2号につきまして、ご質問等はありませんか。

(門馬委員) コミュニティ・スクールを運営するための学校運営協議会の事務局というのは、一体誰が運営することになるのですか。

(安崎総務企画課長) 学校内部の機関ですので、保護者や学校運営に関わる地域の方などが参画、運営をしていくというような形になります。事務局の役割は、学校が担うということになるかと思っております。

(門馬委員) そうなってきますと、今、先生方の過重労働というのが問題になりつつある中で、これによって学校や先生方の負担、先生方の負担が今よりも増えるということになるのでしょうか。

(佐々木生涯学習部長) そのあたりについては、実際に運営してみなければわからないところが多分にあります。文科省が出している手引きなどによりますと、先生方の負担については、学校運営協議会を運営するための負担の他に、例えば、授業の実施や準備に係る負担や、保護者対応に関わる負担等を背負っているわけですが、コミュニティ・スクールの導入によって、制度運営のための負担はこれまでよりも増えますが、保護者対応や授業に向ける負担というのは軽減され、結果として先生の負担は全体として軽くなるといったような説明がされております。これから導入するにあたって、そういう姿が実現できるように頑張っていかなければいけないと思っております。

(門馬委員) 理想の姿というのは、今、部長がお話になったように説明をいただくと、そうかなという気もするのですが、現実には事務局機能やコーディネート機能というのは、地域の人が多分担えないと思うのです。そうすると、やはり学校、先生方が担うことになると思います。導入する場合にできるだけ学校の負担を少なくするような形に持っていけないと、せっかく導入をしても、先生方の負担が多くなる割には効果が見えないというようなことになっては残念な結果になりますので、余程の工夫が必要ではないかという気がいたします。

(穴水委員) 現在、各学校では学校評議委員会という組織を設置して、その中で例えば、第三者評価や学校評価、あるいは校長の求めに応じた議論や意見収集等が行われておりますが、それが「学校運営協議会」という名称に変わり、実施内容や構成人数も多分変わると思いますが、そういう意味では改めて新たな組織を作るということではなくて、今まであったものの内容を替えるという形になるのかなと思いますので、それほど大きな負担ということには考えなくてもいいのではないかなと思います。

(松尾委員) コミュニティ・スクールに関しては、私が委員を拝命した頃からよく話題に上っていたテーマであったと思っており、私自身はコミュニティ・スクールの導入については基本的に賛成です。地域に開かれ、地域とともに歩む学校になっていってほしいと思っておりますが、コミュニティ・スクールの制度を入れることが目的ではなく、地域とともにある学校を作っていくということからすると、やはりコミュニティのあり方、コミュニティをどのように形成をしていくか、支援をしていくかという視点と、どのように活性化していくかという視点が欠かせないのかなというように思います。ここは教育委員会の会議ですから、コミュニティ・スクールの制度について議案として審議をするということで構わないと思いますが、やはりコミュニティのあり方ということに関すると、教育委員会だけの話では当然ございませんので、今回、コミュニティ・スクールを導入することを一つの契機として、コミュニティをどのように形成をしていくのが問題なのではないかと思います。それぞれの地域で、それぞれ課題が違いますが、そういったことに石狩市として取り組んでいかなければならないのかなと思っており、市長部局への働きかけや問題提起等を、これから教育委員会として行っていかなければならないと感じているところであります。そのあたりについて、今後動きがあるのかということを質問させていただきたいと思います。

(佐々木生涯学習部長) このコミュニティ・スクールの導入方針が決まりましたら、庁内の部長連絡会議において説明することとしております。その後においては、進捗に応じて、所管部局と様々な意見交換をしながらスムーズに導入して、実効性が上げられるように取り進めていきたいと思っております。

(松尾委員) 導入に向けた課題であると私が考えている点は、それぞれ地域の中でいろいろな組織や団体が活動している中で、それぞれのテーマごとに集まって組織活動をしていて、それはそれで当然いいのですが、もう少しそれぞれのエ

リア、学校区の中で、もう少し横串を刺して連携していくような場や動きが必要なのではないかということです。そのことによって、コミュニティ・スクールというふうに看板を変えるというだけではなく、学校運営自体が充実してくるのではないかなというように感じています。

(鎌田教育長) 他にございますか。

(穴水委員) 厚田学園の開校に向けた工程表によりますと、学校運営協議会の第1回会議が2020年の4月に開催されるという予定になっておりますが、通常、学校は3月中に教育計画案の作成や、命課の予定を教職員に周知するなど、新年度の準備が進められることを考えると、これらについても事前に学校運営協議会に諮るなど検討を進める必要があると思いますので、もし可能であれば少し繰り上げて3月中に第1回の会議を実施した方が学校の運営がよりスムーズにいくのではないかと思います。いかがでしょうか。

(佐々木生涯学習部長) 2020年4月に第1回会議を開催するとしているのは、新しい学校が正式に開校する前に学校運営協議会を設置できるのかどうかということがあって現時点で予定しているものであり、穴水委員のご意見は非常によくわかりますので、学校が開校する前の会議を学校運営協議会というかどうかは別にして、そのような実質的な検討はできるような形で今後考えていきたいと思います。

(穴水委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) ただ今、様々なご意見をいただきました。コミュニティ・スクールのあり方について、これからどうするのかを十分見つめながらやっていかなければいけないと思っているのですが、本市の導入が遅れていることについては、松尾委員からのご意見が一番の理由ではないかと思っています。どこが今までと違うのかといった制度的な部分も含めて、コミュニティ・スクールを導入するにあたっては、今後の教育の推進、学校運営において必要であることをしっかりと意識して取り組んでいかなければならないと思っています。

また、門馬委員からいただいた先生方の負担に関するご意見についても、正直

なところ懸念している部分ではありますが、今、教職員の勤務時間の縮減に向けて様々な手立てをしながら、トータル的に縮減を図っていかうとしているところですので、コミュニティ・スクールの導入には教職員が担う部分についての市教委のサポートも必要になってくると思っておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

(鎌田教育長) 他に質問等がありますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質疑等がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第 2 号については原案どおり可決しました。

議案第 3 号 石狩市立学校における働き方改革推進計画の策定について

(鎌田教育長) 次に、議案第 3 号「石狩市立学校における働き方改革推進計画の策定について」、事務局より提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 議案第 3 号「石狩市立学校における働き方改革推進計画の策定について」でございます。昨年 8 月に中央教育審議会の特別部会からの提言を受けまして、学校職員の服務監督権者である教育委員会として、教職員の長時間勤務の実態の改善に向けて、「今、できることは直ちにやる」という基本姿勢のもと、働き方改革に関する計画を定め、実行するよう国、道から求められているところでございますので、本市でもこの計画を策定しようとするものでございます。計画内容につきまして、佐々木学校教育課長よりご説明をいたします。

(佐々木学校教育課長) 私から、議案第 3 号についてご説明いたします。資料の別冊をご覧ください。学校における働き方改革につきましては、国が平成 28 年度に実施した教員勤務実態調査の結果から教員の長時間勤務の実態が看過できない状況であるとし、授業改善を始めとする教育の質の確保、向上や社会での活

動を通じた自己検査の充実の観点からも、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであるとされておりまして、学校における働き方改革を早急に進めていく必要があるということで、平成 29 年 12 月に学校における働き方改革に係る緊急提言が出されております。

このような状況を踏まえ、北海道教育委員会におきましては、今年 3 月に道内全ての学校において働き方改革を進めるため、業務改善の方向性を示した、学校における働き方改革、「北海道アクションプラン」を作成しております。

これを受け、この度、本市においても北海道アクションプランに準拠した形で、石狩市立学校における働き方改革を進めるため、本推進計画を策定したものでございます。

それでは、資料 1 ページ目をご覧ください。

「1 計画の目的」と「2 目指す方向性」では、教員が心身の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組むことで、教育の質の向上と子供たちが地域と一体になって心身ともに健やかに成長できる環境づくりを行うことを目的とし、学校・家庭・地域・行政が密接に連携し、保護者や地域住民との理解を得ながら、教員が授業や授業準備などに集中し、健康で生き生きと、やりがいをもって勤務できる環境の構築を目指して参りたいと考えております。

次に「3 計画期間」でございますが、平成 30 年度から 2020 年度までの 3 年間とし、「4 計画が目指す目標」としては、「action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備」か「action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実」までの 4 つを柱に、「2020 年度末までに達成する目標」として記載にありますとおり、「全ての部活動において、部活動休養日を完全に実施すること」、「全ての学校において、変形労働時間制を活用すること、定時退勤日を月 2 回以上実施すること、学校閉庁日を年 9 日以上実施すること」などにより、「1 週間あたりの勤務時間が 60 時間を超える教員をゼロにする」という目標達成に向けて取り組んで参りたいと考えております。

次に 2 ページになりますが、この推進計画を進める上での「5 石狩市教育委員会（市教委）の役割」として、石狩市の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校と緊密に連携し、学校における取組をサポートすること。その他、働き方改革の推進について、石狩管内市町村教育委員会及び石狩市 P T A 連合会等の関係団体と情報共有し、協力・連携して取り組む体制を構築すること。国や道教委等の働き方改革の動向や、学校における取組の成果を適切に把握しながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととしてございます。

次に、「6 学校の役割」でございますが、目標を達成するため、各学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、勤務時間を意識した教員一人一人の意識改革を含めた取組を主体的に推進すること。取組の内容につきまして、学

校だより等への掲載や学校評価における経営方針の重点評価項目とするなど、取組内容等を保護者、関係機関等へ周知することとしてございます。

続きまして、具体的に取り組む内容としまして、まず「action1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備」では、「チーム学校」の実現に向けたスクールソーシャルワーカーや特別支援教育支援員など専門スタッフ等の配置を促進してまいります。

また、校務の効率化や教育の情報化等を目的とした校務支援システムの活用を促進するほか、コミュニティ・スクールの導入などを通じた、地域との協働推進による学校応援・支援体制づくりを進めていくこととしております。

続きまして、3ページ「action2 部活動指導にかかわる負担の軽減」についてでございます。まず「①部活動休養日等の完全実施」としまして、毎週1日以上、土・日曜日と祝日は月1日以上、そして学校閉庁日を部活動休養日とすること。また、活動時間につきましては、平日2～3時間程度。土・日曜日、祝日及び長期休業期間中は半日程度とし、「②部活動指導員の配置検討」としまして、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から配置検討をすること。その他「③複数顧問の効果的な活用」、「④中体連、中文連、各競技団体等との連携・協力等」、及び「⑤学校規模に応じた部活動数の適正化等」としまして、複数校による合同部活動等についても検討することとしております。

続きまして、4ページ「action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」では、「①ワークライフバランスを意識した働き方の推進」として、月2回以上の定時退勤日や年2回以上の時間外勤務等縮減強調週間などの取組を徹底すること。「②人事評価制度等を活用した意識改革の促進」では、校長が定める学校経営方針や重点目標等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、人事評価の面談において、管理職員が職員自ら考えて、主体的に働き方改革を進めるよう促すなど、全職員での取組を促進することや、管理職員が週の勤務時間60時間を越える職員に対して、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなど、適切な勤務時間となるよう取組を推進することとしております。「③長期休業中における学校閉庁日の設定」では、8月15日前後の平日3日間や年末年始の6日間などに学校閉庁日を設定することのほか、「④勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築」、「⑤管理職員のマネジメント研修への参加促進」、「⑥主幹教諭等の配置の推進等」、「⑦教員と事務職員との役割分担の見直し」を推進することなどを定めております。

続きまして、6ページ「action4 教育委員会による学校サポート体制の充実」では、調査業務や学校行事、学校が作成する計画、学校組織運営に関する負担軽減のための見直しのほか、ストレスチェックや面談指導の実施など、学

校へのサポートについて定めております。

以上、ご説明をさせていただきましたが、本推進計画においては「北海道アクションプラン」を基本に、教職員の異動範囲となる石狩管内において地域差が出ることにより、教職員の働き方に負担がかからないようにするため、基本的には管内市町村において情報共有を行ったうえで、足並みを揃えた内容となっております。また、今後におきましては、学校における取組の成果を適切に把握しながら、現在、検討が進められている国や道教委の動向を踏まえた中で、必要に応じて本推進計画の見直しを行うなど、石狩市立学校における働き方改革を進めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、提案説明のありました議案第3号につきまして、ご質問等はありませんか。

(門馬委員) 1ページの「2020年度末までに達成する指標」に記載のある「変形労働時間制」について教えてください。

(佐々木学校教育課長) 変形労働時間制についてですが、1日の勤務時間を7時間45分としている中で、特定の日にそれを超えた場合や、または特定の週において、1週間合計の勤務時間数である38時間45分を超えて勤務する必要がある場合、特定の4週間(一月)において、合計の勤務時間が155時間以内となるように、弾力的に扱うことができるというものです。対象の業務としては、修学旅行の引率や、体育祭や文化祭等の業務等の限られた業務にはなるのですが、これを1ヶ月で155時間という範囲の中で、勤務時間の割り振りを行うという内容のものでございます。

(門馬委員) そのように行うことが、働く時間を短くすることに、どのように繋がるのかというのが頭に浮かばなかったのですが。

(鎌田教育長) 特定の4週間の合計勤務時間155時間というのは、全て定時退庁した場合のことを言っているので、そこからはみ出た部分を4週間の中で吸収するということです。

(門馬委員) 全ての学校において変形労働時間制を「活用する」というのは、そういう意味なのですね。わかりました。

(穴水委員) 1ページの一番下に、目標として「1週間当たりの勤務時間が60

時間を超える教員をゼロにする。」とありますが、この 60 時間という時間数の根拠がわかれば教えていただきたいと思います。

(松尾委員) 現状が 60 時間を超えているから、こういう目標を設定しているわけで、実際にどれぐらいの勤務実態になのかということですよね。

(佐々木学校教育課長) これまで市独自の実態調査は行っておりませんが、道教委の調査では、週 60 時間以上の勤務をしている方の割合として、平成 28 年の 11 月と 12 の各 1 週間を対象に行った調査では、小学校で 23.4%、中学校で 46.9%の教員が月 60 時間以上の勤務を行っているという結果になっております。本市の実態についてですが、これまで勤務時間を客観的に集計するシステムがなかったものですから、管理職による現認という形で、勤務時間を捉えてきたところです。正確な勤務時間のデータは、本市においては持ち合わせてはいないのですが、道教委が行った調査結果と、さほど変わりはないものと認識しております。

(松尾委員) それが 61 時間なのか、70 時間なのかでは全然違ってきますよね。また平均値ではなく、最頻値というか、時間数が一番多い人の値から落とし込んでいかないといけないような気がするのです。いつも勤務時間が長くなっている人もいれば、定時で退勤できる方もいらっしゃるでしょうから。平均を取るというよりは、勤務時間が長い先生を 60 時間以内にするためにどうするべきかというお話ではないかと思うのです。

(佐々木生涯学習部長) 推測になりますが、週 60 時間ということは時間外の勤務時間が週約 20 時間で、1 ヶ月で約 80 時間となります。この 80 時間というのは過労死ラインといわれているので、おそらくそれを意識して、道教委で設定したのではないかと思います。

(穴水委員) この 60 時間というのは、道教委が設定した数字なのですか。

(佐々木生涯学習部長) はい、そうです。

(穴水委員) ちなみに、現在、中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会で検討されているのですが、公立学校の教員の勤務時間の上限に関するガイドラインの案によると、「残業時間の一ヶ月の合計が 45 時間、一年間の合計が 360 時間を超えないようにする」となっております。それを考えると、例えば 1

週間で 60 時間勤務だったとして考えると、週 5 日で割って 1 日あたりの勤務時間数が 12 時間となり、1 日あたり 4 時間強の残業時間があることになります。それで 1 ヶ月を 20 日又は 22 日とすると、もう過労死ラインを超える計算になるわけで、それをもって目標とすることについて、どうも釈然としないのですが。

(佐々木生涯学習部長) この働き方改革については 2 つの流れがありまして、今、市教委が取り組んでいるのは、昨年の中教審の特別部会の答申に基づいた流れで、「今の法律の枠の中で、できることをやっていきましょう」という話であり、今の法律の枠ということでは月 80 時間の過労死ラインというのが一つの枠になって、これを基準にしたのではないかと思います。

もう一つは、労働基準法が来年 4 月に改正され、その内容は残業時間の上限が月 45 時間として民間事業者が対象になっており、この先、公務員にも適用されるであろうと言われている、今、中教審でその議論が行われています。したがって、とりあえず現在の公務員は、適用されている法律の枠の中でスタートしますが、今後、労働基準法と同じような基準で、地方公務員も時間外の上限が設定されることになろうかと考えております。現行の労働基準法では、公務員は対象になっておらず、そういった規制がないような状態の中で働いているということです。

(穴水委員) せっかく働き方改革に関わる計画をこれから出すわけですから、もう少しそういった部分を先取りして考えるということとはできないのかなと思いました。おそらく一ヶ月の残業時間の上限を 45 時間とすることはほぼ確定されるものと思いますが、例えば、それに近づけるだとか、もう少し方法があってもよさそうな気はするのですが。残業時間が月 45 時間だった場合、1 日あたりの残業時間は 2 時間少々位となり、1 日の勤務時間数が約 10 時間となりますね。

(佐々木生涯学習部長) 様々な捉え方がありますが、本市だけ突出した決め方をするのは難しいという認識の下で、石狩管内横並びで取り組むこととしております。

(穴水委員) ということは、この数字は、石狩管内共通の数字という受け止め方でよろしいのでしょうか。

(鎌田教育長) 石狩管内というより、全道共通ですね。

(松尾委員) 1 週間あたりの勤務時間の現況がわからないのにこういうものを

作るというのは、正直どうなのかなと思います。どれぐらい仕事を減らせばいいのかわからないということですよね。

（鎌田教育長）アンケートの結果に基づいて原案を取りまとめたのだろーと思いますが、実態としては違うところもあるのかなというように思います。また、既にご承知かと思いますが、道教委が部活動について、週1日または2日を完全休養日にするかどうかといった方針も出ているようですので、今後随時、現状に合った形の中で直していかなければならないと思っております。教員は管内を異動しますので、石狩管内が足並みを揃えた形の中でやっていかなければならないものと考えております。

（松尾委員）目標は目標として、様々な事情も含めて理解を致しました。結局、これから様々な取組をしていかなければならないと思うのですが、総じて言うと、まずは仕事を減らさないといけないわけですよね。そのことに関して、今後のスケジュールとして、市教委で具体的にこういうことを予定していますといった取組についてご用意されていらっしゃるのでしょうか。「仕事を減らす」ということについて、皆さんは必要だと思って仕事をしているわけけれども、「その仕事をやめて、こういう風にしましょう」としていかなければ、いつまでも仕事は減らないですよね。例えば、今まで手書きで書いていたものを、パソコンを使いましょうとか、今までやっていたこの行事をやめましょうとか、そこに関しては、やはり教育委員会の方でもバックアップをしていかなければ、学校現場レベルだけで、できるとは思えないのです。なので、強力にサポートをしてあげないといけないと思いますし、先進の取組事例もあると思いますので、そういったものを伝えていく、一緒にやっていきましょうという姿勢がやはり教育委員会に必要なのかなと思うのですが、そのあたりについて何か今の時点で考えていらっしゃるがあれば、教えていただければなと思います。

（穴水委員）あともう一点、付け加えさせてください。週あたりの勤務時間の上限60時間が管内共通の数字であるということですから、これをいじるというのは難しいのだろーと思うのですが、この60時間という数字が、そのまま生きてしまうと、例えば1年間通してどれぐらいの時間になるのかといった、そういう発想はこの目標にはないと思われるので、1年間トータルでどれぐらいの範囲に制限したいというようなことを新たに加えることは難しいのでしょうか。

（佐々木学校教育課長）まず、松尾委員からのご質問についてですが、これから働き方改革を進めていく中で、間違いなく市教委のバックアップというものを

行っていかなければならないと認識しているところでございます、この推進計画の6ページ、action4の中で、⑤⑥⑦のところですが、学校行事の精選・見直しや、学校が作成する計画等の見直し、学校の組織運営に関する見直しとありまして、例えば似たような計画があったり、似たような行事があったりといったことについて、今後、学校訪問等を行っていく中で、一緒に考えていくことが大切であると考えているところです。

また、穴水委員のご質問にありました、1年間で何時間というような目標を設けたほうがいいのかということについてですが、今、働き方改革がこれだけ大きな社会現象的な課題になってきている中で、最初にこの推進計画を作るのであれば、しっかりした内容でというような部分もあるかと思うのですが、「まずはできることから一つ一つ取り組んでいきたい」ということがあります。その中で、今、国で検討されている勤務時間の上限ですとか、道教委で考えられています部活動の方針等も踏まえて、今後この推進計画ができて終わりというものではなくて、国や道が改善していく中で、これに合わせた形でこの推進計画も改定していくというようなスタンスで作成しているものでございますので、今後におきましても国や道の動きを捉えて、柔軟に改定作業を進めていきたいと思っております。

(鎌田教育長) 事務局から説明がありましたが、道教委のアクションプランもこれから変わっていくのだと思います。その経過においては、市町村の意見も反映できる機会が持たれると思っており、いただいた懸念の部分も含めて、管内の教育長会での協議や要請できる機会の中で見直していくしかないと思っています。今の段階では、本市だけが突出した取組を行うことは、なかなか難しい状況であることをご理解いただきたいことと、実態に合うかどうかというのが難しい部分もあるのではないかと思います。細かいことでも、皆で知恵を出し合って少しでも軽減できるような計画にしていけるのかなと思っています。

(門馬委員) この計画全体に関してなのですが、この計画を作るにあたって現場の先生方の意見というのは当然、道教委は聞いているのですよね。道教委で作成した際に、現場の先生方の現状を把握されているのかという素朴な疑問をもってしまったのですが。

(鎌田教育長) この計画を作る段階では、当然、北海道の校長会や教頭会などにも説明されているはずで、意見をいただいたり、組合の方にも、組合協議の中で同じように提示しながらやっているはずで、道教委においてそういう手続きは取っていると思っています。

(佐々木学校教育課長) 道教委のアクションプランを作るにあたっては、時間外勤務等推進会議というものがあまして、有識者や市町村教育委員会、学校関係者、PTAの代表者等が構成員となっております。その中で、意見聴取している部分と、各教育局が学校に出向いて、意見を吸い上げてきているということを聞いております。ただ、その詳細についてはまだ示されておられません。

(穴水委員) 現場の先生方の意見を聞いたら、こんな時間ではOKとはならないと思います。小学校の教員採用試験の倍率が、現在 1.5 倍程度ということで、かつてのように多くの志願者がいるわけではなく、小学校教員はブラック職場というように見られているような状況にあると思いますので。

(佐藤教育指導担当次長) だいたい午後 4 時半が勤務終了の時間となっておりますが、実際に大半の先生方が退勤するのは午後 7 時前位ではないかと思っています。勿論それより遅い人がいるから、このような平均値になってしまうのですが、ただそれは今始まったことかという、そういうことでもなくて、昔から勤務時間は長かったと認識しています。しかし現在は、先生方が精神的に参ってしまう内容の業務が増えてしまっていると思われます。その一方で、学級通信を書きたい先生は喜んで書いていましたし、教材研究を一生懸命頑張りたい先生は遅くまで取り組んでいました。ですから勤務時間数ではなくて、先生の仕事として「やらなくていい仕事があるか」という指針が示されれば、現場はありがたいのではないかと思います。本当に子供のことが好きで教員になったはずですから、その仕事に打ち込めるような環境を作ってもらえれば、何時間でも働きますよというようになるのかなという気がします。

(鎌田教育長) ただ今、担当次長からのお話も踏まえて、「チーム学校」の理念に向かってどれだけの人的支援ができるかというのが、我々教育委員会のこれからの力の見せ所だと思っています。たくさん予算を取って支援できるように。

(穴水委員) 部活動指導員の配置についてですが、この推進計画案だけではなくて、平成 29 年度の石狩市教育委員会の点検評価報告書におきましても、市内中学校と協議の上、部活動指導員制度について、情報収集及び調査研究を行っていきますという記述があり、また今回も検討するというので、この検討はいつまで続けるつもりなのでしょうか。制度さえ作っておけば、後は学校がその制度を活用するかしないか、学校の判断に任せることはできるはずです。でも制度が無

ければ、学校が使おうと思っても使えないという状況ではないかと思います。ですから、ある程度の目処をつけて、制度を検討するだけで終わらすのではなく、制度を作っていただければと思います。

(佐々木学校教育課長) 部活動指導員につきましては、部活動の顧問に代わる方が代わりに指導してくれればいいのですが、やはり学校現場と意見交換をさせていただくと、各学校の教育方針に則った指導ができる方が必要であるという部分や、部活動の時間として2～3時間という限られた時間の中で、毎日学校に来て指導をしていただくほかに、指導計画の作成や保護者への連絡、怪我の対応、大会の引率等の業務の対価、報酬を考えたときに、なかなかその役割や業務内容に見合った報酬、予算措置が難しいという現状がございます。道内でも部活動指導員という形で導入しているところはあるのですが、実状を見ると、部活動の顧問の先生を補助する役割を担う部活動指導者より、もう少し役割や業務が増えた形で行っている方が多いのが現状です。そのような中で、部活動指導員に求められている職務と報酬、そして人員、人材をしっかりとマッチさせた中で、制度設計をしていかなければならないと思います。道外でもそういう形で導入しているところもございますので、先進的な取組をしているところの制度も含めて研究をしていきたいというのが、この推進計画と点検評価の内容になってございます。確かに早く制度だけ作ってしまえばというところはあるのですが、やはり実効性がある制度というものが cầnだと思しますので、学校現場の生の声も聞き入れた中で、どこまでできるのかというのをしっかりと検討して参りたいと考えております。

(穴水委員) 制度があれば活用する先生が出てくるでしょうし、制度がなければ活用のしようがないので、是非その制度を作っていただきたいと思います。

(鎌田教育長) 他にご意見等はございますか。

意見なし

(鎌田教育長) それでは他に質疑等がないようですので、議案第3号については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) それではご異議なしと認め、議案第3号については、原案どおり

可決しました。

議案第4号「教職員の処分の内申について」を非公開とする件

(鎌田教育長) 次に、議案第4号「教職員の処分の内申について」は、石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第1号に該当しますので、非公開案件として、後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定しました。

日程第3 教育長報告

(鎌田教育長) 次に、日程第3 教育長報告を議題とします。12月定例会での報告といたしましては、別紙で配付しております、「教育長報告（教育委員会事務局の主な動き）」をもって、報告に代えさせていただきたいと思います。

その中で1点だけ補足説明をさせていただきます。昨日(12月17日)、「北前船こども交流拡大プロジェクト(第2回ワークショップ)」が生振小学校において、5・6年生が参加して行われました。これは、日本遺産として「北前船の寄港地、船主の集落」に石狩市が認定されたことをきっかけに、全国の寄港地、38市町の小学校が北前船の築いた港の文化や特徴、功績等を学ぶ取組です。石狩市としては、生振小学校の5・6年生が1回目のワークショップで新聞を作りまして、今回2回目として18人が、石狩からの交易で栄えた岡山県の倉敷市との関わりなどを学びながら、倉敷市の小学生とメッセージを送り合うという取組が行われました。子供たちがいろいろなことを考えながら立派なメッセージを作っていましたので、報告をさせていただきました。私からは以上です。

このほか、第4回の定例市議会が行われ、一般質問がございましたので、常任委員会の審議の内容も含めて、佐々木生涯学習部長から報告をさせていただきます。

(佐々木生涯学習部長) 私から報告をさせていただきます。まず、第4回市議会定例会における教育委員会関係の質疑でございます。市議会の一般質問は12月6日・7日の2日間に亘って、10人の議員が行いまして、教育委員会関係は、

その内5人の議員から質問がありました。その中で特出すべき質疑といたしましては、和田議員から「総合教育会議」についての質問があり、どのような役立ち方をしている、今後どのように考えているのかという趣旨でしたが、教育行政の現状や課題を市長と共有したり、あるいは教育委員が市長の考えを直接聞く貴重な場になっているということで、今後のまちづくりに対する教育委員会としての意見等も含めて、市長部局と目標を共有し、協調して政策を進めていきたいということで教育長が答弁をしております。

また、阿部議員から「eラーニングシステム」についての質問がございました。千歳科学技術大学が開発したものでして、今年度から利用が可能になったものでございます。これは、利用希望のある学校からの申し出を教育委員会が取りまとめて申請をするというような形でやっているのですが、まだ本市の場合は利用がない状況でございますが、家庭学習や放課後学習の一つの方法になりうるということもありますので、今後、更に学校に活用を働きかけたいという答弁をしております。

また、堀議員から「中学校への学校図書司書の配置の考え方」について質問がございました。今年度から中学への図書司書も1名派遣しており、非常に効果が見えますので、教育委員会としては、今後小学校と同じような形での図書司書の配置に向けて、大規模校には配置、小規模校には派遣するような形で行っていくという考え方をもっていたところですが、まずは、例えば掛け持ちで派遣をするといったようなところから段階的に進めていきたいという答弁をしております。

次に、建設文教常任委員会の質疑についてでございます。この常任委員会は12月12日に行われまして、今回は議案として提出した、学び交流センターの指定管理者に文化協会を指定する件が審議されました。質疑の内容はここに書いてある通りですが、最終的には全会一致で可決をいただきました。

また、報告事項としましては、後ほど報告いたします「学校給食費の未納者に対する支払い督促申立後の状況について」と、所管事務調査ということで、今回は1名の委員から3件の質問をいただきまして、その質疑についても載せているところでございます。以上です。

(鎌田教育長) 補足説明も含めて、ただ今、報告いたしました、1月定例会での教育長報告について、ご質問等ありませんか。

(門馬委員) 12月4日に「中学生のためのネット安全ガイドブック贈呈式」とありますが、これはどなたからの贈呈だったのでしょうか。

(開発教育支援センター長) 公益財団法人日本公衆電話会から、子供の安全・安心への意識を高めるための活動として、この度、中学校1年生を対象にこのネット安全ガイドブックの寄付の申し入れがあったところです。

(門馬委員) 市内の中学校1年生の全員に1冊ずついただけたものなのですか。

(開発教育支援センター長) はい、そうです。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございますか。

(松尾委員) 議会からの質問の中で、佐々木議員からの「花川北 11 線通の件」なのですが、通学路にするかどうかというのは、学校が決めるものなのでしょうか。

(佐々木生涯学習部長) 通学路の決め方については、教育委員会が決めるところもあるようですが、本市の場合は学校が指定しているという形になっております。放課後や部活動の帰りに自転車に乗っている花川中の生徒を見ることがありますが、現在学校が指定している通学路は旧石狩街道の方面ということになっています。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、教育長報告を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、教育長報告を了解しました。

日程第 4 報告事項

(鎌田教育長) 次に、日程第 4 報告事項を議題とします。

報告事項① 平成 30 年度石狩市教職員研修（ウインターセミナー）について

(鎌田教育長) 報告事項①「平成 30 年度石狩市教職員研修（ウインターセミナー）について」事務局から報告をお願いします。

(照山指導担当参事) 私から「平成 30 年度石狩市教職員研修（ウインターセミナー）について」ご説明いたします。（以下、資料 1～2 ページを説明した。）

(鎌田教育長) ただ今、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

(穴水委員) 例えば、午前中に石狩市の教育の現状と課題ですとか、あるいは教職員の働き方に関する必要な研修ですとか、そんなような形で、もう一コマ（50～60 分）を増やすことは難しいのでしょうか。

(照山指導担当参事) プログラムを増やすというお話ですが、結論から言うと日程的に難しいというのが現状でございます。今年度は 12 月 25 日が冬休み前の最後の登校日で、翌日 26 日に開催したところでした。年末の最終週で、各学校ではこの日の午前に職員会議を行い、その後の午後から開催しているというのが現状でございます。また、これ以上開催日を遅くすると、年の瀬ということもありますので、ウインターセミナーについては、このような日程で開催しているところでございます。

(穴水委員) 8 年目の先生方が対象ということですので、もう少し石狩市の教育の現状や、何が課題なのかということを、しっかり掴んでほしいなという気がしたものですから。状況はわかりました。

(鎌田教育長) 他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項①を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

報告事項② 平成 30 年度はまます郷土資料館の成果について

(鎌田教育長) 次に、報告事項②「平成 30 年度はまます郷土資料館の成果について」、事務局から報告をお願いします。

(宇野浜益生涯学習課長) 私から「平成 30 年度はまます郷土資料館の成果について」報告を申し上げます。(以下、資料 3～5 ページを説明した。)

(鎌田教育長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

(松尾委員) 今回、はまます郷土資料館についてお話をお聞かせいただくことになったというのは、今年度リニューアルされたことがあってのことなのでしょうか。すごく素晴らしいことだなと思いました。これまで事業の開催告知等はいつもお聞かせいただいているのですが、開催後の報告についてはあまり記憶になかったので、是非今後も引き続きお願いしたいと思います。

(鎌田教育長) 他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項②を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項②を了解しました。

報告事項③ 学校給食費未納者に対する支払督促申立後の状況について

(鎌田教育長) 次に、報告事項③「学校給食費未納者に対する支払督促申立後の状況について」、事務局から報告をお願いします。

(小島学校給食センター長) 私から「学校給食費未納者に対する支払督促申立後の状況について」ご説明申し上げます。学校給食費の未納者に対しては、これまで督促状や催告状の送付、電話や訪問等により、繰り返し納付を促してきたところですが、収入未済額の増加により、これまでとは違う対策が必要であることから、これまでの督促や催告に対し、一切の反応、連絡、納付のない者は極めて悪質であると判断し、本年6月、9名の滞納者に対し、民事訴訟法に基づく支払督促の申立を札幌簡易裁判所に行ったところであります。支払督促は、申立人側の申立のみに基づいて、簡易裁判所が債務者側に支払いを求める略式の手続きであります。債務者側が異議申立てを行った場合、支払督促は失効し、民事訴訟の手続きに移行することとなりますが、今回4名の債務者より分割払いを希望するとの異議申立てがなされたことから、訴えの提起の件について、教育長による専決処分を行い、8月の教育委員会臨時会により承認をいただいたところあります。

その後の状況についてでございますが、まず訴訟へと移行した4名の被告に対する口頭弁論が本年9月から10月にかけて、札幌簡易裁判所で行われました。本市は、私と総務課法制担当主査の2名を原告側の指定代理人に指定し、訴訟の進行に応じ、必要があるときは適当と認める条件で和解するという訴訟方針の下、口頭弁論へ出頭いたしました。それでは、資料6ページの中段をご覧ください。

まず、事件番号平成30年(ハ)第21019号事件は、被告より分割で支払う旨、及び口頭弁論に出頭しないとの答弁書が提出されたため、裁判官からの提案に基づき、被告側と裁判外で直接対応し、今後は在学中の子供の給食費を毎月、口座振替によりきちんと支払うことを前提に、滞納分の学校給食費、支払督促申立費用及び遅延損害金の合計額を月1万円ずつの分割で支払うなどの内容で合意いたしました。この内容に則して、裁判官が行った和解に代わる決定が成立し、相手方から2回分の金額が納付されたところあります。和解に代わる決定とは、原告・被告間で裁判によらず話し合いが付いた場合に、その和解内容を上申

書として提出すると、裁判所は、和解に代わる決定を行います。この決定の通知を受けて、2週間以内に当事者いずれかからも異議申し立てがなかった場合は、この決定は裁判所の和解と同一の効力を有するというものであります。

次に、事件番号第 21045 号事件は、第 1 回口頭弁論時に司法委員同席のもと、被告の経済状況等の聞き取りが行われた後、滞納分の学校給食費等の合計額を月 5 千円ずつの分割で支払うことに双方合意し、和解が成立いたしました。その後、相手方から初回分が納付されたところであります。

次に、事件番号第 21119 号事件は、被告より本年 10 月末までに全額支払う旨、及び口頭弁論には出頭しないとの答弁書が提出されたことから、被告に対し、滞納分の学校給食費等の納付書を送付したところ、期日までに全額が納付されたため、本請求の取り下げを行いました。

最後に、事件番号第 21127 号の被告は、指定された口頭弁論期日に出頭せず、また準備書名の提出もなかったことから、本市請求どおりの判決が確定いたしました。ですが、口頭弁論終了後に被告から分割払いを希望する旨の答弁書が提出されたことから、本市は相手方と対応し、今後は在学中の子供の給食費を毎月口座振替により支払うことを前提に滞納分の給食費等の合計額を月 6 千円ずつの分割で支払うなどの誓約書を提出させ、初回分が納付されたところであります。

その他の 5 名につきましては、支払督促が不送達になったものもございましたが、それらのものに対しては、休日送達、勤務先送達、また不郵便送達により送達され、いずれも 2 週間以内に異議申し立てがなかったことから、本市は、仮執行宣言の申立を行い、5 名全てに対し、仮執行宣言付き支払督促正本が送達されました。このことにより、本市請求どおりの債務名義が確定し、今後、本市は強制執行の手続きを進めることが可能となったことから、現在、金融機関に対する預貯金調査及び勤務先の調査・特定を進めているところであります。

今後も悪質と判断される未納者に対しては、今回のように、内容証明郵便による最終納付催告や、支払督促申立等の法的手続きを継続的に行っていくこととしております。私からの説明は以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項③を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項③を了解しました。

日程第 5 その他

(鎌田教育長) 次に、日程第 5 その他を議題とします。事務局あるいは教育委員の皆さんから何かございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 以上で、日程第 5 その他を終了します。

日程第 6 次回会議の開催日程

(鎌田教育長) 次に、日程第 6 次回会議の開催日程を議題とします。次回については、来年 1 月 29 日の火曜日、10 時 00 分からの開催を予定しておりますので、宜しくお願い申し上げます。以上をもちまして、公開案件は終了します。非公開案件の説明員以外の方は、ご退席願います。

【非公開案件の審議等】

15 時 30 分～16 時 01 分

閉会宣告

(鎌田教育長) 以上をもって、12 月定例会の案件は全て終了いたしました。これをもって、平成 30 年度教育委員会会議 12 月定例会を閉会します。

閉 会 16 時 02 分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第 1 号 平成 30 年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

議案第 4 号 教職員の処分の内申について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日

教 育 長 鎌 田 英 暢

署名委員 山 本 由美子